○厚木市下水道運営審議会規則

昭和44年7月7日

規則第26号

(趣旨)

第1条　この規則は、厚木市附属機関の設置に関する条例(昭和32年厚木市条例第17号)に基づき設置された厚木市下水道運営審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(昭54規則36・昭62規則37・平9規則23・一部改正)

(審議事項)

第2条　審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

(1)　受益者負担金に関すること。

(2)　下水道使用料に関すること。

(3)　その他下水道事業の運営について市長が必要と認めた事項

(昭62規則37・平9規則23・一部改正)

(組織)

第3条　審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1)　公募による市民

(2)　使用者及び排水設備義務者

(3)　学識経験者

(昭62規則37・全改、平9規則23・平11規則41・平19規則49・一部改正)

(任期)

第4条　委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

(昭54規則36・平9規則23・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条　審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2　会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(昭50規則3・昭54規則36・昭62規則37・一部改正)

(会議)

第6条　審議会の会議は、会長が招集する。

2　審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3　審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(昭54規則36・全改、平9規則23・一部改正)

(庶務)

第7条　審議会の庶務は、下水道庶務主管課において処理する。

(昭54規則36・旧第11条繰上・一部改正)

(委任)

第8条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(昭54規則36・旧第12条繰上、昭62規則37・一部改正)

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和50年規則第3号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附　則(昭和54年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(昭和62年規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附　則(平成9年規則第23号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(3)　略

(4)　第2条、第4条及び第7条の規定　平成11年4月1日

附　則(平成11年規則第41号)

この規則は、平成11年8月1日から施行する。

附　則(平成19年規則第49号)

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則による改正後の第3条の規定は、この規則の施行の日以後最初に行われる審議会の委員の委嘱(補欠の委員に係るものを除く。)から適用する。